

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年9月22日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「交通違反告知を行う者と運転免許更新処分を行う者が異なる理由が分かるもの。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年10月4日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として「道路交通法（昭和35年法律第105号）」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、全部開示する旨の決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年10月8日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、原処分を取り消し、交通違反告知を行う者と運転免許更新処分を行う者が異なる理由が分かるものを開示するとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

4 諮 問

平成30年11月8日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、交通違反告知を行う者と運転免許更新処分を行う者が異なる理由が分かるものを開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

道路交通法（昭和35年法律第105号）では、交通違反告知を行う者と運転免許更新処分を行う者について別々の者が行うと規定している。この点について、法を運用する者が複数あればその解釈が分かれる事態が容易に推測できるが、それを敢えて道路交通法が規定していることは、こうした事態への対応を上回る利益や必要性が考慮されていた筈である。よって、改めて交通違反告知を行う者と運転免許更新処分を行う者が異なる理由が分かるものの全部開示を求める。

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の3の2第3項第5号に規定されるチャイルドシートの着用義務の免除規定に関して、おむつを交換する行為がこれに該当するか否かについては法令では何ら規定されておらず、その解釈は行政庁に委ねられている。具体的には、審査請求人が情報公開請求や職員からの聞き取りにより調査したところ次のとおり取扱いが分かれていた。

○奈良県警察○○警察署警察官：免除規定に該当しない。

○●●●公安委員会：都道府県によって取扱いが異なる。

当方の場合、○○警察署警察官からおむつを交換する行為は免除規定に該当しないとして違反告知を受けるとともに、●●●公安委員会からは法令に規程がない以上、その判断は都道府県警察に委ねられるとして免許更新処分を受けている。このように警察官から交通違反告知をして受けた場所と運転免許更新処分を行う住所地公安委員会によって、おむつを交換する行為の違法性判断が異なる事態が否定できない。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 処分庁の意見

（1）本件行政文書について

本件行政文書は、道路における危険を防止し、その他道路交通の安全と円滑を図ることを目的とする法律であり、また、交通公害等の防止に資するという目的が加えられている。警察法（昭和29年法律第162号）によって警察の責務とされている「交通の取締」について昭和22年に制定された道路交通取締法（昭和22年法律第130号）を全部改正して制定されたものであり、都道府県公安委員会が行う、信号機・道路標識等の設置管理による交通規制、自動車及び原動機付自転車の運転免許が基本的な仕組である。交通規制等の権限の一部は警察署長に委任され、また、警察官又は交通巡視員が交通整理等に当たるものとされている。交通違反の大量性に対応して、運転免許の取消し・停止については、違反行為につき点数制がとられ、裁量権行使が定型化されている。また、道路交通法違反の刑事罰については、大半が略式手続による罰金刑となっているほか、軽微な違反については、刑事手続に移行することなく処理できるように、交通反則通告制度が設けられている。

（2）行政文書の特定の妥当性について

処分庁は、本件開示請求に対応する行政文書を特定するに当たり、審査請求人が本件開示請求において求める「理由が分かるもの」とは、立法論、立法政策、立法者意思、立法裁量その他の立法に関する行政文書であると推認されたものの、交通部交通指導課職員及び交通部運転免許課職員に対する聴取及び確認により可能な限りの検索を実施した。

その結果、本件行政文書の第126条が交通違反告知を行う者は警察官又は交通巡視員である旨を規定し、本件行政文書の第101条第6項が運転免許更新処分を行う者は公安委員会である旨を規定していることから、本件行政文書の規定が根拠となって交通違反告知を行う者と運転免許更新処分を行う者が相違するものであるとして、処分庁は、本件開示請求に対応する行政文書として本件行政文書を特定したものである。

一般に、開示請求に対応する行政文書の存在の主張立証責任は審査請求人が負うものと解するのが相当であるところ、審査請求人の主張は、立証のない推測によるものであって、具体的な個々の行政文書の存在との対応関係を捉えることができないことから、現時点において、処分庁は本件行政文書のほかに本件開示請求に対応する行政文書を保有していないとの判断を左右するような主張立証は何らされていないと言ふべきである。

これらのことから、処分庁は、本件開示請求に対し本件行政文書を特定したことは妥当なものであると判断する。

(3) 本件処分の妥当性について

以上のことから、処分庁は、改めて交通違反告知を行う者と運転免許更新処分を行う者が異なる理由が分かるものの全部開示を求めるという審査請求人の主張は認められず、本件行政文書を特定した本件処分は妥当であると判断する。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当なものであり、本件決定について原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民等の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の特定について

審査請求人は、交通違反告知と運転免許更新処分について別々の者が行くと道路交通法が取えて規定しているのは、その解釈が分かれる事態への対応を上回る利益や必要性が考慮されていたはずであるとして、本件行政文書以外に交通違反告知を行う者と運転免許処分を行う者が異なる理由がわかる文書が存在する旨主張しているのに対し、諮問実施機関は、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する文書を保有していな

い旨主張しているので、以下検討する。

諮問実施機関は、審査請求人が本件開示請求において求める「理由がわかるもの」とは、立法論、立法政策、立法者意思、立法裁量その他の立法に関する行政文書であると推認したものの、可能な限りの検索を実施し、本件行政文書の第126条に交通違反告知を行う者が警察官又は交通巡視員である旨規定され、第101条第6項に運転免許更新処分を行う者が公安委員会である旨規定されていることから、これらの規定が交通違反告知を行う者と運転免許更新処分を行う者が相違するものである根拠として、本件行政文書を特定した旨説明している。

この点について、事務局を通じて諮問実施機関に確認したところ、諮問実施機関は道路交通法を所管しているわけではなく、同法所管の警察庁が発出した規定の趣旨等に関する通知にも、交通違反告知を行う者と運転免許更新処分を行う者が異なる理由について記載されていないとのことであった。

そうすると、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書が存在しないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

	審 査 経 過
平成 30 年 11 月 8 日	・ 諮問実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 6 年 1 月 26 日 (第 272 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 3 月 11 日 (第 273 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 5 月 10 日 (第 274 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 6 月 14 日 (第 275 回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 6 年 9 月 25 日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
く ぼ ひろ こ子 久 保 博 子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	会長代理
たか や まさ し史 高 谷 政 史	弁護士	
たけ むら と も こ 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
の だ たかし 野 田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	